

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例施行規則

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 九〇
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 九〇
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 九〇
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件 九〇
 - 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 九〇
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 九〇
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 九〇
 - 家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件 九九
 - 土地改良区の合併について認可した件 九四
 - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 二件 九四
 - 森林病虫害防除法による駆除命令に係る事項を定めた件 九四
 - 道路の区域を変更する件 三件 九五
 - 道路の供用を開始する件 九六
 - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 二件 九六
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 九七
 - 土地改良法により換地処分をした旨届出があった件 九七
 - 都市計画事業の認可の告示があった件 九七
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会**
- 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 九七
 - 個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があった件 九七
- 正 誤**
- 平成二十五年二月二十六日付け号外第九号中 九七

規 則

福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第六号

福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例施行規則

(用語)

第一条 この規則において使用する用語は、福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第十号。以下「条例」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 レベル一地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。
- 二 レベル二地震動 施設の供用期間内に発生する確率は低い、大きな強度を有する地震動をいう。
- 三 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。
 - ア 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設
 - イ 破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設
 - 四 その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。

（条例第三条第三号の規則で定めるもの）

第二条 条例第三条第三号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらを補完する施設を含む。）とする。

- 一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- 二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - ア 大腸菌が検出されないこと。
 - イ 濁度が二度以下であること。
 - ウ 知事が別に定める基準

三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第二号ア及びイに規定する基準は、知事が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（条例第三条第五号の規則で定める措置）

第三条 条例第三条第五号の規則で定める措置は、次項及び第三項に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第四号において同じ。）に液化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

二 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

四 前三号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項及び第三項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 重要な排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

一 レベル一地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

二 レベル二地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

3 その他の排水施設の耐震性能は、前項第一号に定めるとおりとする。

（条例第四条第一号の規則で定める数値）

（条例第五条第二号の規則で定める措置）

（条例第五条第二号の規則で定める措置）

第五條 条例第五条第二号の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための排ガス処理設備の設置その他の措置

二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

（条例第七条第五号に規定する措置）

第六條 条例第七条第五号の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための排ガス処理等の措置

二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じ

ないようするための排液の水処理施設への送水等の措置

三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（下水道課）

告 示

福島県告示第百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年三月八日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
阿部循環器科・内科クリニック	福島市南矢野目字上戸ノ内一〇一五	平成二十五年二月一日
川俣診療所	伊達郡川俣町鶴沢字東三九一	同 年一月一日
メンタルクリニックなごみ	相馬市沖ノ内一丁目二一八	同 年一月一日
福島訪問歯科医院	福島市田沢字明石場一五一四	同 年一月一日
医療法人こわた歯科医院	福島市南矢野目字道下四三三	同 年一月一日
曾根田薬局	福島市曾根田町三二二五	同 年一月一日
エール薬局南矢野目店	福島市南矢野目字上戸ノ内一〇一五	同 年一月一日
ほほえみ薬局	耶麻郡猪苗代町字芦原八六一三	同 年一月一日

（社会福祉課）

福島県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十五年三月八日

名 称 所 在 地 福島県知事 佐 藤 雄 平 廃止年月日

メンタルクリニックなごみ 相馬市沖ノ内一丁目二一八
 あさがお薬局 福島市入江町二二一九
 平成二四年二月三一日
 同 (社会福祉課)

福島県告示第百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
 平成二十五年三月八日

名 称 所在地 福島県知事 佐藤雄平
 休止年月日
 みなみあいづ眼科 南会津郡南会津町田島字大坪一六一一 平成二五年一月一日
 ひまわり薬局 福島市瀬上町字町裏二一三 平成二四年一月一日
 (社会福祉課)

福島県告示第百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。
 平成二十五年三月八日

名 称 所在地 福島県知事 佐藤雄平
 再開年月日
 ひまわり薬局 福島市瀬上町字町裏二一三 平成二四年一月二七日
 (社会福祉課)

福島県告示第百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。
 平成二十五年三月八日

名 称 所在地 福島県知事 佐藤雄平
 指定辞退年月日

やたべ歯科医院 会津若松市御旗町一四九
 平成二五年六月三〇日
 (社会福祉課)

福島県告示第百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
 平成二十五年三月八日

氏名 住所 施術所名 施術所の所在地 福島県知事 佐藤雄平
 指定年月日
 横山 智功 須賀川市西川字後 よこやま訪問 須賀川市西川字後田 平成二五年三月九日
 田九〇一六 マッサージ 九七一一四 月一日
 (社会福祉課)

福島県告示第百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年三月八日から同年四月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十五年三月八日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 佐藤雄平
 M O L T I 福島県郡山市駅前二丁目十一番一号
 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 意見なし。
 (商業まちづくり課)

福島県告示第百四十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
 平成二十五年三月八日

一 実施の目的 福島県知事 佐藤雄平
 牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の発生の予防
 二 実施する区域

1 福島市（飯野町の区域を除く。）、伊達市（霊山町の区域に限る。）、川俣町、郡山市（逢瀬町、三穂田町、大平町及び田村町の区域に限る。）、石川町、平田村、浅川町、古殿町、西郷村、喜多方市（塩川町の区域を除く。）、下郷町、南会津町、南相馬市（原町区の区域に限る。）、川内村及びいわき市（田人町及び瀬戸町の区域に限る。）の各区域

2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であつて次に掲げるもの

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛

4 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛

四 実施の期日
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百四十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

生後百八十日以上以上の馬であつて、過去一年の間に一の目的に係る検査を受けていないものうち次に掲げるもの

1 家畜市場に出場する軽種馬

2 県外に移出する馬

3 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬

4 放牧している馬又は放牧しようとする馬

5 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

6 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の規定による競馬に出場する馬

7 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百四十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

馬伝染性子宮炎の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 交配のため県外に移出する馬

2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

（畜産課）

福島県告示第百四十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

鶏の家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。）の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏

四 実施の期日
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法
急速凝集反応法
(畜産課)

福島県告示第百四十七号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生の予防

二 実施する区域
県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂

四 実施の期日
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法
肉眼的検査及び細菌学的検査
(畜産課)

福島県告示第百四十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察

二 実施する区域
県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
越冬していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査
(畜産課)

福島県告示第百四十九号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域
県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥(以下「家きん」という。)を百羽以上(だちようにあつては、十羽以上)飼養している箇所であつて、福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上

四 実施の期日
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法
血清学的検査(鶏を検査する場合にあつてはエライザ法(当該検査で陽性が確認されたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応)、鶏以外の家きんを検査する場合にあつては寒天ゲル内沈降反応)
(畜産課)

福島県告示第百五十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的
豚のオーエスキー病の発生の予察

二 実施する区域
県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されているものうち任意の十四頭以上（十四頭に満たない場合は、全頭）

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

既知のオーエスキー病抗体陽性農場にあつては抗体識別酵素免疫測定法、これ以外の農場にあつてはラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験

(畜産課)

福島県告示第百五十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一伝達性海綿状脳症の項に定める方法

(畜産課)

福島県告示第百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十二条第二項の規定により、平成二十五年三月一日付で認可した土地改良区の合併については、次のとおりである。

平成二十五年三月八日

一 会津北部土地改良区は、合併後存続する。

福島県知事 佐藤雄平

二 塩川西部土地改良区は、合併により解散する。

(農村計画課)

福島県告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(森林保全課)

福島県告示第百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(森林保全課)

福島県告示第百五十五号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。

平成二十五年三月八日

一 区域及び期間

福島県知事 佐藤雄平

- 1 区域 福島県一円
- 2 期間 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 二 森林病害虫等の種類
松くい虫
- 三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除（松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕（破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパー）により破砕する場合）にあつては、十五ミリメートル）以下となるように破砕を行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をいう。）を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由
県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見ても、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

（森林保全課）

福島県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道船引大越小野線	田村市大越町下大越字上田一四三番地先から同 市大越町下大越字上田八八番地先まで	変更前	一三・二〇・一	三二〇・〇
		変更後	一三・二一 三四・〇	三二〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道郡山大越線	田村市大越町下大越字後原二一〇番地先から同 市大越町下大越字川向一七九番地先まで	変更前	三・七 一一・八	五七七・〇
		変更後	三・七 一一・八	五七七・〇
同 市大越町下大越字川向一七九番地先から同 市大越町下大越字上田六五番地先まで	同 市大越町下大越字川向一七九番地先から同 市大越町下大越字上田六五番地先まで	変更前	三・七 一一・八	五七七・〇
		変更後	三・七 一一・八	五七七・〇

（道路計画課）

福島県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道野老沢川桁停車場線	耶麻郡猪苗代町大字川桁字道下三〇番地先から同 郡同 町大字川桁字道下一二番一地先まで	変更前	八・四 一一・五	一七〇・七
		変更後	八・四 一一・五	一七〇・七

ら 同 郡同 町大字川 桁字道下一二番一地先 まで	B 一五・〇〇 二四・〇〇	一七〇・二
ら 同 郡同 町大字川 桁字道下一七番一地先 まで	C 二一〇・〇〇 五四・四	一一九・四

(道路計画課)

福島県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道浪江鹿島線	南相馬市原町区小川町四二一番二地先から 同 市原町区上高平字中里五二九番一地 先まで	平成二十五年三月 八日

(道路計画課)

福島県告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 施行者の名称 いわき市

二 都市計画事業の種類及び名称
いわき市都市計画道路事業 三・四・百六十七号 新川町谷川瀬線
三・五・百三十六号 小太郎町三倉線
三・四・二号 国道六号線

三 事業認可の年月日 平成十四年七月五日
四 事業施行期間 平成十四年七月五日から平成二十七年三月三十一日まで
五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし
(まちづくり推進課)

福島県告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 施行者の名称 喜多方市
二 都市計画事業の種類及び名称 喜多方都市計画道路事業 三・四・四号 坂井四ツ谷線
三 事業認可の年月日 平成十九年九月十四日
四 事業施行期間 平成十九年九月十四日から平成二十六年三月三十一日まで
五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし
(まちづくり推進課)

公 告

公告第六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日 平成二十五年二月二十八日
二 名称 NPO法人くるりんこ
三 代表者の氏名 荒川 健吉
四 主たる事務所の所在地 福島県喜多方市字西四ツ谷百八十九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、従前から存在した地域的課題が、東日本大震災により一層深刻化を深める福島県内の諸課題（耕作放棄地の拡大、農地の荒廃、景気減退による障がい者・高齢者・支援を要する若者等の就業機会の欠乏、再生資源の廃棄物化あるいは安易な域外流出、放射能汚染をはじめとした環境汚染、高齢化と人口減少による諸記録・記憶の散逸等）に対し、地域資源（ヒト・モノ・カネ）に留まらない、有形無形のあらゆるリソース）を複合的に活用することで、かかる諸課題を解決し、持続可能な社会を実現する事を目的として設立するものである。

（文化振興課）

公告第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定により、南会津町から平成二十五年二月二十五日小立岩地区の区画整理事業に係る換地処分をした旨届出があった。

平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

（農地管理課）

公告第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
二本松都市計画 下水道事業阿武隈川あだたら流域下水道（二本松処理区）	福島県	福島市杉妻町二番十六号 福島県土木部都市総室下水道課	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

（下水道課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十二号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条

第四項（第八八条、第八九条第一項、第一百条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十五年三月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人ギデオン福祉会 社会介護老人保健施設「聖・オリーブの郷」	社会福祉法人創世福祉事業団 社会介護老人保健施設「聖・オリーブの郷」	平成二十三年一月一日

福島県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、桑折町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十五年三月八日

福島県選挙管理委員会

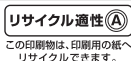
委員長 菊地俊彦

取消年月日	施設の所在地	施設の名称	施設の管理者
平成二十五年二月十九日	桑折町大字上郡字弁慶二〇番地	桑折町民体育館	桑折町長

正 誤

ページ	段	行	正	誤
一	上	目次中	行く	開く

○平成二十五年二月二十六日付け号外第九号中



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷